

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

桜井市長 松井 正剛

市町村名 (市町村コード)	桜井市 (29206)	
地域名 (地域内農業集落名)	大西地区	
	(大西集落)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年5月17日 (第2回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

地域農家の高齢化が進んでおり、今後の農業の中心となっていく担い手の成長が必要。集落営農法人も設立しているが、構成員の高齢化も進んでおり今後の検討が必要。

(2) 地域における農業の将来の在り方

農地の集積・集約化を進めつつ、農業用ドローンなどスマート農業の導入を進める。また、新規就農者の確保を目指す。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	47.11 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	33.80 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針

集落内の田(集落内在住所有者土地を中心)について大西営農が集積・集約を行っていく。連作障害に対応したブ
ロックローテーションが行えるよう地域的に集積・集約を検討する。

(2) 農地中間管理機構の活用方針

将来の経営農地の集約化を目指し農地所有者は原則として農地を機構に貸し付けていく。担い手が病気やけ
が等の事情で営農の継続が困難になった場合には、農地バンクの機能を活用し、農地の一時保全管理や新たな
受け手への付け替えを進めることができるよう機構を通じて中心経営体への貸し付けを進めていく。

(3) 基盤整備事業への取組方針

農地の区画拡大及び用排水路の整備等効率化を進める。

(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

新規就農者の相談受付や研修指導を通じ、確保に努める。

(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

大豆、小麦、米の刈り取り・調整を、JAに委託している。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☒ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ・鳥獣被害防止対策
鳥獣被害防止柵等の設置により対策を行う